

第 8 章	裁判所	名前:	日 付	No.03

[問題 1]

次の文のような裁判は民事裁判か刑事裁判か、それぞれ答えなさい。

- ① 連続強盗犯として逮捕された者が受ける裁判。
- ② 貸した金をいつまでたっても返さないで起こした裁判。

[解答欄]

①刑事裁判	②民事裁判
-------	-------

[解説]

【裁判の種類】

刑事裁判
民事裁判

裁判には刑事裁判、民事裁判、行政裁判の 3 つがある。窃盗・強盗・殺人などの犯罪を犯したものを裁くのが **刑事裁判** である。

借金の返済請求、損害賠償請求、土地争い、相続をめぐる争いなど、個人間の争いを裁くのが **民事裁判** である。民事裁判には、個人の間の争いのほか、国や地方公共団体を相手に争う裁判がある。これを特に **行政裁判** という。

[問題 2]

次の文中の()にあてはまる語句を書け。

貸したお金を返してもらえないときなどに行われる裁判では、事件について訴えた人を(①)、訴えられた人を(②)という。裁判官は、法律にあてはめて判決を下す。このような裁判を(③)という。

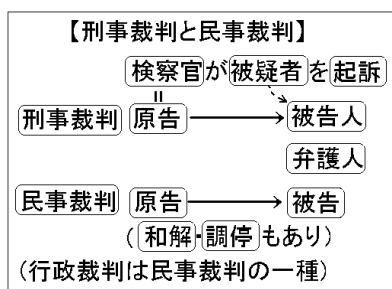
他人のものを盗んだり、他人を傷つけたりしたときに行われる裁判では、事件がおけると警察官が罪をおかした疑いのある(④)を逮捕し、犯罪の疑いが確実になった場合、(⑤)が裁判所に起訴して裁判が始まる。裁判官は法律にもとづいて有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰をいいわたす。

このような裁判を(⑥)という。

[解答欄]

①原告	②被告	③民事裁判	④被疑者
⑤検察官	⑥刑事裁判		

[解説]



裁判には、土地争いや金銭の貸し借りなどの**民事裁判**、犯罪を裁くための**刑事裁判**、そして国や地方公共団体と私人の間におこった争いを取り扱う**行政裁判**の3つがある。

民事裁判で裁判所に訴えた人を**原告**、訴えられた人を**被告**という。裁判官は両者の言い分をよく聞いて審理を進め、法律にもとづいた判断をするが、当事者同士の話し合いによって、**和解**が成立することもある。

民事裁判には、個人の間の争いのほか、国や地方公共団体を相手に争う裁判がある。

これを特に**行政裁判**という。

刑事裁判の場合の原告は**検察官**で、警察官から送致された**被疑者**を取り調べる。犯罪の疑いが確実になった場合、検察官は被疑者を**被告人**として裁判所に**起訴**する。その際、被告人の利益を守るために、必ず**弁護人**が付くことになっている。被告の経済的な理由などから、弁護人をやとうことができないときは、国が費用を負担して弁護人を選任することになっている。裁判所は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰をいいわたす。裁判に訴えられた人の呼び方は民事裁判と刑事裁判では異なる。

民事裁判では「被告」、刑事裁判では「被告人」と呼ばれる。

[問題 3]

次の文章を読み、下の各問いに答えなさい。

I：お金の貸し借りや、土地の所有権問題などについて、裁判官は(①)と被告の言い分をよく聞いて、証拠をもとに判決を下す。この場合、双方とも自分の立場を守るため(②)を依頼する。

II：他人を傷つけたり、どろぼうしたりする行為は、犯罪と定められているので、警察官が(③)を逮捕した後、(④)がこれを取り調べ裁判所に訴え出る。

III：課せられた税金に不服がある場合などには、国民はその処分を取り消しなどを求めて訴えることができる。

(1) ①～④の()にあてはまる語句を答えなさい。

(2) 上の I、II、IIIの裁判名はそれぞれ何か。

[解答欄]

(1)①原告	②弁護士	③被疑者	④検察官
(2) I 民事裁判	II 刑事裁判	III 行政裁判	

[問題 4]

民事裁判で訴えられた人は何といいますか。

[解答欄]

被告

[解説]

裁判に訴えられた人の呼び方は民事裁判と刑事裁判では異なる。民事裁判では「被告」、刑事裁判では「被告人」と呼ばれる。

[問題 5]

次の各問いに答えよ。

(1) お金の貸し借り、土地の売り買い、相続など、もめごとが起こったとき、どちらか一方が相手方をうったえることで始まる裁判がある。そのような裁判を何というか。

(2) (1)の裁判と基本的に同じ手続きで、国民は、国や地方公共団体が仕事を進める際に行ったことで被害を受けた場合、行政機関を相手に賠償を求める裁判を求めることができる。この裁判を何というか。

[解答欄]

(1) 民事裁判	(2) 行政裁判
----------	----------

[問題 6]

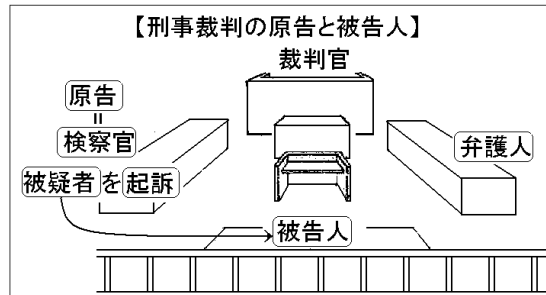
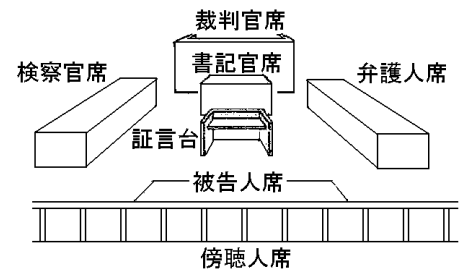
次の各問いに答えよ。

- (1) 犯罪行為について有罪・無罪を決定する裁判を何というか。
- (2) 犯罪の捜査をするのは警察官と右の図の中の誰か。
- (3) 裁判で被告人を助けるのは右の図の中の誰か。

[解答欄]

(1) 刑事裁判	(2) 検察官	(3) 弁護士
----------	---------	---------

[解説]



検察官は警察官から送致された被疑者を取り調べ、犯罪の疑いが確実になった場合、検察官は被疑者を被告人として裁判所に起訴する。このような刑事裁判では、裁判所に訴える検察官が原告となる。訴えられた被疑者は被告人となる。刑事裁判では、被告人の利益を守るために、必ず弁護士が付くことになっている。裁判所は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰を言いわたす。

[問題 7]

次の各問いに答えなさい。

- (1) 警察官が A 青年を逮捕するのに必要な令状は誰が発するのですか。
- (2) 警察官に逮捕された A 青年を何といいますか。漢字 3 字で答えなさい。

[解答欄]

(1) 裁判官	(2) 被疑者
---------	---------

[解説]

【逮捕の要件】 • 現行犯の場合 • 裁判官の出す 逮捕令状があるとき (捜索の場合は 捜索令状)

警察・検察の捜査によって人権が侵害されることがないように、捜査活動を憲法等で厳しく制限している。憲法 33 条は「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲(裁判官)が発し、かつ理由となる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」と定めている。また、憲法 35 条は、住居内の捜索・押収にも裁判官の発する令状が必要であることを定めている。逮捕の場合の令状を逮捕令状、捜索の場合の令状を捜索令状という。

[問題 8]

次の文を読んで、後の各問いに答えよ。

憲法では、(①)の場合を除いては、a 裁判官が出した令状なしには逮捕されないこと、b 自分に不利なことはいわずともよい権利、また、迅速に(②)を受ける権利、(③)を依頼する権利なども保障されている。また、自白だけで有罪とされた裁判の中に無実の罪であった場合も考えられるため、自白だけの証拠では有罪とされない権利も保障している。

(1) 文中の()にあてはまる語句を次から選べ。

〔 訴訟人 弁護人 秘密裁判 公開裁判 証人 現行犯 〕

(2) 下線部 a の令状を何というか。

(3) 下線部 b の権利を何というか。

[解答欄]

(1)①現行犯	②公開裁判	③弁護人	(2) 逮捕令状	(3) 黙秘権
---------	-------	------	----------	---------

[解説]

【被疑者の権利】

- ・黙秘権
- ・弁護人を依頼する権利
- ・迅速な公開裁判を受ける権利

警察や検察の捜査によって人権が侵害されることがないように、捜査活動を憲法等で厳しく制限している。

まず、逮捕を行うためには、**現行犯**の場合以外は**裁判官**の出す**逮捕令状**が必要である。

警察官から送致された**被疑者**を取り調べるのは**検察官**であるが、憲法は**拷問を禁止している**。

被疑者には、**黙秘権**(自分に不利なことはいわずともよい権利)、**弁護人を依頼する権利**、**迅速な公開裁判を受ける権利**がある。被告人は、**有罪の判決を受けるまでは無罪と推定される**。